

行政等からのお知らせ



新潟市資産税課

固定資産税(償却資産)の申告はeLTAXの電子申告をぜひご利用ください!

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業で使用している機械・器具・備品等)も対象です。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ1月1日現在における当該償却資産について申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、**毎年1月末日**までに申告をお願いいたします。

申告の際には、オフィスやご自宅から申告できる便利な^{エルタックス}eLTAXの電子申告をぜひご利用ください。

●償却資産申告について、詳しくは新潟市のホームページをごらんください

[新潟市ホームページ] <https://www.city.niigata.lg.jp/> [新潟市償却資産] で検索

●eLTAX(電子申告)について、詳しくはeLTAXホームページをごらんください

[eLTAXホームページ] <https://www.eltax.lta.go.jp/>

[eLTAXよくあるご質問] <https://eltax.custhelp.com/>

償却資産の申告について



eLTAX ホームページ



eLTAX よくあるご質問



お問合せ

新潟市 資産税課 償却資産係

TEL : 025-226-2277(直通)

E-mail : shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



新潟労働局総務部 労働保険徴収課

◇◇一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を◇◇ ～ ひとりでも 働く職場に 労働保険 ～

労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことができない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の成立手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で成立手続きをとられるようお願いいたします。ご不明な点は、右記にお問い合わせください。

お問合せ

新潟労働局総務部
労働保険徴収課

TEL : 025-288-3502

又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

更生保護法人新潟県保護会

更生保護法人 新潟県保護会 会員募集のお願い

当会は、明治22年の創立以来、数多くの刑余者を収容し、自立更生に必要な支援を行い、「改善更生」「再犯防止」に努めてきました。今後一人でも多くの入所者を自立更生に導くため、当会の趣旨にご賛同いただき、安心して安全な明るい社会づくりを一緒に支えていただける会員を募集しております。「再出発」に皆様の力を貸してください!

【会員の種類及び会費(1口)】

普通会員 5千円/賛助会員 1万円/特別会員 5万円

お申込み・お問合せ

更生保護法人新潟県保護会

TEL : 025-266-8125